

大和市視察報告

I 視察先選定理由

「大和市自治基本条例」施行後に「大和市市民参加推進条例」及び「大和市住民投票条例」を整備したほか、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」を制定している

II 調査内容概要

1 市民参加推進条例について（政策総務課）

(1) 「市民提案制度」について

ア 具体的運用方法について

- ・ 条例を所管する政策総務課が提案の窓口となる
- ・ 提案された政策は、関係課と協議し、政策として採択するか否かの対応を検討する
- ・ 実際、提案は条例施行後、未だ提出されていない

イ 「市民提案制度」と既存の「市長への手紙」の棲み分けについて

- ・ 「市長への手紙」は、気軽に市政に提案、苦情を提出できる制度であり、あくまでも広聴制度である。提案に対する回答も本人にしか返さない
- ・ 一方、「市民提案制度」は、市民同士の意見交換を経て、経費や効果を考え、行政に政策を提案するもので、市民の政策形成への参画を促進するものである

(2) 「市民登録制度」について

ア 具体的運用方法について

- ・ 登録者数は29名である
- ・ 3ヶ月に一度メルマガの形式で、メール等で直接当登録者に「審議会の開催予定」、「公募委員の募集」、「パブリック・コメントの実施予定」、「意向調査の実施予定」等を送信、送付している
- ・ 年1回登録の募集記事を掲載している

イ 郵便、FAXによる情報提供者の割合について

- ・ 郵便、FAXによる情報提供者は9名、30%

(3) 情報共有のための市政情報の発信について

ア HPの修正など、市民参加推進のための工夫について

- ・ 市HPのトップページに「市民参加・パブリック・コメントのページ」のリンクを設けている

- ・年度当初に全庁で実施される市民参加の予定を公表するとともに、前年度の市民参加の結果についても併せて公表している

イ 条例施行後の職員の意識改革について

- ・計画策定や条例制定作業を始める際に市民参加の方法について、条例所管課に問い合わせが来るようになってきている。
- ・市長の附属機関である市民参加推進・評価会議において、前年度の市民参加の状況を審議し、担当課にその内容が伝えられることにより、職員も事業実施の際の市民参加について配慮するようになってきている

(4) 条例施行後の制度運用を見据えた組織見直し実施の有無

ア 情報公開、広聴制度、市民参加制度について、事務分掌を含め、どのように整理しているか

- ・大和市では、情報公開、広聴制度、市民参加制度について事務分掌が重複する部分が多かったため、特に問題は生じていない

2 市民活動推進条例について（市民活動推進課）

(1) 協定書の締結について

ア 施行規則やマニュアル等で協定書の様式を定めているか

- ・様式は特に定めてはいない

(2) 協働事業を行おうとする市民と事業者の登録について

ア 業者登録との棲み分けについて

- ・協働事業と委託事業は別のもと考えており、市民活動団体は、入札業者登録と市民活動団体登録の双方に登録できる

(3) その他の制度の概要について

ア 協働事業提案制度

イ 市民活動推進補助金制度

ウ 市民活動推進基金

エ 協働推進会議

オ 拠点施設の整備

カ ボランティア保険

(4) 大和市自治基本条例施行後の対応について

- ・自治基本条例の施行による条例の改正は特に行っていない